

献呈の辞

山川一陽先生がご壮健のうちにご古稀を迎えられましたことを心よりお慶び申し上げますとともに、古稀を寿ぐ本論文集に、法学部長として一言ご挨拶申し上げます。

ここで山川一陽先生のご経歴をごくかいつまんで申し上げますと、山川先生は、昭和四三年に日本大学法学部を卒業後、司法修習を経て、同四六年に検察官として任官し、実務の世界でご活躍されました。捜査、公判という通常の検事としての仕事のみならず、法務省民事局付検事として、民法相続編の改正、仮登記担保法の立案といった立法作業にも広く携わりました。同五八年に、請われて母校である本学法学部に民法講座担当の助教授としてお戻りになってからは、平成二年に教授に昇格され、学外においては、日本私法学会理事、厚生労働省薬事・食品衛生審議会委員等、学内においては、法学部次長をはじめとする数々の要職を歴任されました。

これまでの山川先生のご研究をみますと、山川先生は大変多くのご業績をお持ちでして、それらは民法の全領域にまたがっています。その中でも、とくに「山川民法学」というものを挙げるとするならば、山川先生のご研究は、(1)担保法制に関するもの、(2)戸籍制度に関するもの、(3)賠償制度に関するものの三つに分けられましよう。前二者には、前述の民事局付検事としての知見が、後一者には、検事としてのご経験が、それぞれ色濃く反映されているものでして、それらを通覧いたしますと、「秩序の維持」というものに対します山川先生の強い思いがご研

究の通奏低音となつてゐることが理解できます。とりわけ、最後の(3)に属する山川先生のご研究のうち、交通法学会におけるご主張が(「交通事故と医療過誤」『交通法研究』二八号(平成二二年)に所収)、平成一三年三月一三日の判決(民集五五卷二号三二八頁)において、最高裁判所に受け入れられたことは、実務に対し学説が与えた影響として特筆されるべきものと思われまゝ。

このような山川先生の長年にわたるご研究は、学界において高く評価され、前記(2)に関するご研究をまとめられたご著書『戸籍実務の理論と家族法』(日本大学法学部叢書)により、日本大学から「博士(法学)」の学位を取得されました。

山川先生の日本大学に対するご貢献を語る場合、教育の分野に関するものを欠かすことはできません。山川先生は、その講義が平易で分かりやすいところから、学生の間で評判であります。それだけでなく、『民法総則講義』『物権法講義』『担保物権法』『債権各論講義』『親族法・相続法講義』等、民法全般にわたり分かりやすい教科書を書かれてゐることも著名であります。これらのご著書は、いずれも民法の「基本書」として、学生の間で読み継がれ、版を重ねております。加之、山川先生は法曹養成教育にも情熱を注がれ、山川先生の熱心な指導で開眼した学生は数えることができません。こうした学生の多くは、裁判官、検察官、弁護士等、道は違えども、実務法曹として巣立ってまいりました。このように山川先生の一端を書き記すだけでも、山川先生がまさに「司法の日大」を体現する人物であつたことは、一目瞭然であります。

このような先生のご経歴、ご業績に鑑み、日頃先生の聲咳に接する学内外の民事法関係者が集まり、本論文集『現代私法学における課題と展開』を刊行することとなりました。民法(債権関係)改正を目前に控えたこの時期に、こ

のような形で論文集を刊行することは、学術的にも意義深く、まさに山川先生の古稀を寿ぐものとして適切であるといえましよう。

末筆ながら、山川先生の益々のご活躍と、本論文集が学界に対して裨益するところ大なるものがあることを祈念し、献呈の辞といたします。

平成二七年一月吉日

日本大学法学部長 杉本 稔